

# 群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく要請について（1月28日（土）以降）

## 1 要請を開始する日

令和5年1月28日（土）

〔 要請期間：1月28日（土）0時～2月10日（金）24時 〕

## 2 要請する区域

群馬県内全域

## 3 ガイドライン警戒レベル

警戒レベル「2」：35市町村

【参考】ガイドラインにおける「各警戒レベルにおいて想定される要請」

各警戒レベルにおいて想定される要請				
警戒レベル	県民	イベント	事業者	【参考】 県立学校
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 新しい生活様式の実践</li> <li>➢ ワクチン接種の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策を徹底の上、人数制限を行い開催 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> <li>➢ 業種別ガイドラインの遵守</li> <li>➢ ストップコロナ対策認定店制度への登録推奨</li> <li>➢ テレワーク、時差出勤の推奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染防止対策の徹底</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出は十分注意</li> <li>➢ 県外移動は十分注意</li> </ul>	〔 感染防止安全計画の策定 又は チェックリストの策定・公表 〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレワーク、時差出勤を強く推奨</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意</li> </ul>	〔 可能な限り通常登校 (必要な範囲で学級閉鎖等) 〕
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 感染リスクの高い場所への外出・移動自粛 ※</li> <li>➢ 県外移動は自粛 ※</li> <li>➢ 5人以上の会食回避 ※</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 営業時間短縮、5人以上の会食回避 ※</li> <li>➢ 酒類提供の制限 ※</li> <li>➢ 高齢者施設や病院等での直接面会の制限</li> </ul>	
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ イベントの中止・延期</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 休業や施設の使用停止</li> <li>➢ 酒類・カラオケ設備提供の制限 ※</li> </ul>	

注1 一般医療の状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位レベルの要請を行う場合がある  
 注2 各警戒レベルにおいて想定される要請内容の例示であり、実際の要請内容と異なる場合がある  
 ※ワクチン・検査パッケージ又は対象者全員検査の適用により、実際の要請内容が緩和される場合がある

※具体的には4以降の要請をご確認ください。

## 4 県民の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

### (1) 外出・県外移動について

- ・ 3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意してください。
- ・ 県外への移動は、十分注意してください。
- ・ 外出の際は「(3) 「新しい生活様式」等の実践について」に掲げる事項を厳守してください。  
(基本的な感染対策の徹底、3つの「密」の回避、換気の実施と適度な保湿)

### (2) イベント等の開催、参加について【法第24条第9項】

[収容率と人数制限の考え方]

収容率 (※1)		人数制限 (※1)
大声なし (※2)	大声あり (※2)	
100%以内	50%以内 (※4)	【感染防止安全計画 (※3) を策定し県の確認を受けた場合】 ○収容定員まで  【感染防止安全計画を策定しない場合】 ○5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きいほう

※1 収容率又は人数制限の小さいほう

※2 「大声」とは、「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義する。

※3 感染防止安全計画は5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用し、基本的に「大声なし」が前提

※4 同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ50% (大声あり) ・ 100% (大声なし) とする。

【参加人数】 次の人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とします。

## 【人数上限】

### ア 収容定員が設定されている場合

感染防止安全計画を策定している場合は、収容定員を上限とします。

(感染防止安全計画を策定していない場合は 5,000 人又は収容定員 50% 以内のいずれか大きいほうを上限とします)。

### イ 収容定員が設定されていない場合

次の【収容率要件】ア、イにおける「収容定員が設定されていない場合」の例によります。

## 【収容率要件】

### ア 大声での歓声、声援などが無いことを前提としうる場合

収容率の上限を 100%とします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とします。

(イ) 参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数。
- ・収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（人と人とが触れ合わない間隔）を空けることとします。

### イ 大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率は、次のとおりとします。

(ア) 参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・前後左右の座席との身体的距離を確保し、収容定員の 50%までの参加人数とします(座席間は 1 席(立席の場合できるだけ 2m、最低 1m) 空けること)。

(イ) 参加者が自由に移動できるが、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる場合

- ・収容定員が設定されている場合は、収容定員の 50%までの参加人数とします。
- ・収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ 2m、最低 1m) を空けていること。

※大声での歓声、声援の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、以下のような事例を指します。

○観客間大声・長時間の会話

○スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱  
(得点時の一時的な歓声等は必ずしも大声にあたるとは限りません。)

- ・ イベントの開催にあたってはイベント開催等における必要な感染防止策の徹底と業種別ガイドラインの遵守をお願いします。
- ・ 参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に安全計画を提出してください。なお、参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超に該当しないイベントを主催される際には県 HP にて公開している感染防止対策等についてのチェックリストに必要事項記入の上、イベント HP 等で公開してください。
- ・ 主催者が存在しない中で多数の人が集まる季節の行事(ハロウィン、クリスマス、大晦日、初日の出等)に参加される場合は、基本的な感染防止策を徹底してください。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えてください。

### (3)「新しい生活様式」等の実践について

- ・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- ・ 政府専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、及び新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。特に場面に応じたマスクの着脱、換気の実施をお願いします。

### (4)その他

- ・ 新型コロナワクチンには、感染・発症を予防する効果や、重症化を予防する効果があるため、ワクチン接種を積極的に検討してください。
- ・ 変異株に対しても基本的な感染防止対策(マスク・手洗い・換気など)が重要であり、更なる徹底をしてください。
- ・ 飲食店などにおいて大声で話したり、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。また、カラオケで歌唱する際はマスクの着用や他の利用者と十分な間隔を空け、機器の消毒を徹底してください。
- ・ 大人数・長時間での会食、飲み会は感染リスクが高まることから慎重に判断してください。
- ・ 大学等におけるクラブ活動での感染防止策の徹底をお願いします。
- ・ 会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる

店舗を利用してください。

- ・LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

## 5 事業者の皆様への要請

以下の事項について協力を要請します。

### (1) 感染防止対策の徹底について

- ・業種別ガイドラインの遵守をお願いします。【法第24条第9項】
- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。また、感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。
- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
  - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
  - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会については、面会者の健康状態を確認するとともに、感染防止対策をとり、長時間とにならないようにするなど十分注意してください。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

### (2) 勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を更に実践してください。
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用してください。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意してください。

### (3) その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。